

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

**【審議事項】**

項目 IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」－ロード・フォローイング・スワップでのヘッジ会計

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、ロード・フォローイング・スワップ（Load Following Swap）でのヘッジ会計に関するアジェンダ決定案について、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

## II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、予定取引がヘッジ対象として適格となるためには「可能性が非常に高く（highly probable）」なければならないとする IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の要求事項について、明確化を求める要望書を受け取った。具体的には、ヘッジ手段として指定されたデリバティブ（ロード・フォローイング・スワップ）の想定元本がヘッジ対象の成果に応じて変動する場合に、① 企業が当該要求事項をどのように適用するか、② ヘッジの有効性を評価又は測定するにあたり、ヘッジ関係の開始時にヘッジ対象が（量的に）固定されなければならないのかどうか、③ これらの質問に対する回答は、企業が IAS 第 39 号を適用しているかどうか、又は IFRS 第 9 号を適用しているのかによって変わるのかどうかを質問している。
3. 要望書の提出者は、ロード・フォローイング・スワップについて、典型的には実際にヘッジされた量に応じて想定元本が変動するデリバティブと説明している。このような商品の条件はさまざまであるが、要望書は当該商品を IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号の対象であり、ヘッジ手段として適格なものであるという前提を置いている。
4. 要望書の提出者は、太陽光発電施設が発電した電力を国の電力市場においてスポットレートで販売するという事例を記載している。当該販売取引とは別に、太陽光発電施設は、独立した第三者と太陽光発電施設が発電した実際の電力量に基づいて、電力の変動価格を固定価格に交換するロード・フォローイング・スワップ契約を締結する<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 要望書に記載された事例では、15 年間の契約とされている。

太陽光発電施設は、ヘッジ対象として電力の予定売上を指定する一方で、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ手段として、ロード・フォローイング・スワップを指定する。要望書の提出者によれば、ロード・フォローイング・スワップの性質は、スワップの想定元本額が、企業が国の電力市場で販売する実際の電力量に基づいているようなものであるとされている。

### III. 2018年3月のIFRS-IC会議における議論

#### IASB スタッフの分析

5. IASB スタッフは、要望書に記載された商品に関する情報を収集するため、会計基準設定主体国際フォーラム（International Forum of Accounting Standard Setters; IFASS）のメンバー、証券監督機関及び大手会計事務所に対し、次の点についてアウトリーチを行った。
  - (1) 要望書に記載されたような特定のデリバティブ商品は一般的なものかどうか。
  - (2) ヘッジ会計関係におけるロード・フォローイング・スワップの指定は一般的なものかどうか。
  - (3) (1)及び(2)が一般的なものである場合、特定の法域や特定の業界又は種類の企業に集中しているかどうか。
  - (4) 要望書に記載された特定の状況において会計処理のばらつきをどの程度観察しているか。
6. アウトリーチの結果、IASB スタッフは以下の回答を得た。
  - (1) ほとんどの回答者は、要望書に記載されたようなロード・フォローイング・スワップは一般的なものではないと述べた。
  - (2) 2名の回答者は、ある法域のある産業セグメント（エネルギー部門）において、このデリバティブ商品があると述べた。2名の回答者のうち1名は、ヘッジ会計関係にロード・フォローイング・スワップを指定した企業は比較的少数であると認識している旨を述べた。他方の回答者は、特定の法域の公共部門の非上場企業（エネルギー事業者）が、現在、ロード・フォローイング・スワップについてヘッジ会計を適用していると指摘した。さらに、これらの回答者は、異なる状況で使用された類似のスワップの例を提供した。
7. IASB スタッフは、以下の理由から IFRS 第9号を適用した場合の要望書に記載された

商品の会計処理について分析しないこと、また、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。

- (1) 前項に記載したアウトリーチの結果は、要望書に記載されたようなデリバティブ商品は一般的なものではなく、比較的少数の企業だけがヘッジ会計関係でこれらの商品を指定しているため、問題が広範囲に及んでいないことを示している。
- (2) したがって、IASB スタッフは、本論点が、デュー・プロセス・ハンドブックの 5.16 項 (a) において IFRS-IC が対処すべきとされている「広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想される」論点に該当するという証拠を入手していない。

### IFRS-IC 会議での議論の結果

8. 本論点については、このような契約は対処するほど十分に普及していないと考えるメンバーもいる一方で、次の理由から分析を行うべきとする意見が聞かれた。
  - (1) 提出された事例の範囲は非常に狭いものであるが、取引を条件とするスワップ自体は比較的広範なものである。
  - (2) 一般に IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要件は IAS 第 39 号より緩和されており、IFRS 第 9 号ではよりばらつきが生じているという認識がある。
  - (3) 本論点は新たな問題であり、より広範なものとなる可能性がある。IFRS-IC がばらつきを抑える機会があったにもかかわらず、対応しなかったということは望ましくない。
  - (4) 分析なしに決定を下すことは困難である。
9. 議論の結果、IASB スタッフが提示した文案から「影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想される」という文言を削除したうえで、本論点についてはアウトリーチの結果から、広範な影響を有するという証拠を得ていないため、基準設定アジェンダとして取り上げないこととする旨のアジェンダ決定案が公表されている（賛成 9：反対 5。なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

### 今後の予定

10. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2018 年 5 月 22 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかにについて再検

討する予定である。

以 上

(別紙1)

2018年3月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

**ロード・フォロ잉・スワップでのヘッジ会計（IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」） — アジェンダ・ペーパー9**

委員会は、予定取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として適格となるためには、「可能性が非常に高く」なければならないというIFRS第9号及びIAS第39号の要求事項に関する要望書を受け取った。この要望書は、ヘッジ手段として指定されたデリバティブ（「ロード・フォロ잉・スワップ」）の想定元本がヘッジ対象の成果に応じて変動する場合に、企業がこの要求事項をどのように適用するのかを質問していた。さらに、要望書は、ヘッジの有効性を評価又は測定する際に、ヘッジ対象はヘッジ関係の開始時において（量的に）固定されていなければならないのかどうか、また、これらの質問への答えは企業が適用するのがIAS第39号なのかIFRS第9号なのかに依存するのかどうかを質問していた。

この要望に関して行ったアウトリーチへの回答に基づき、委員会は、要望書に記述された金融商品は一般的ではないと考えた。したがって、委員会は、この事項が広範な影響を有するという証拠を得ていない。

したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

(別紙2)

## 関連する基準等

### IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

## ヘッジ

---

### ヘッジ会計

88 ヘッジ関係は、次の条件のすべてが満たされた場合に、かつその場合においてのみ、第89項から第102項によるヘッジ会計の要件を満たす。

- (a) ヘッジの開始時において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略の、公式な指定及び文書があること。その文書は、ヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性について、企業がどのように評価するかを含んでいなければならない。
- (b) ヘッジが、その特定のヘッジ関係について当初に文書化されたリスク管理戦略に沿って、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、きわめて有効である（付録AのAG105項からAG113項参照）と見込まれること
- (c) キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジの対象である予定取引は、実行の可能性が非常に高く、かつ最終的に純損益に影響しうるキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーを表すものでなければならない。
- (d) ヘッジの有効性が信頼性をもって測定できること。すなわち、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フロー及びヘッジ手段の公正価値が、信頼性をもって測定できること（公正価値の算定に関する指針については、第46項及び第47項並びに付録AのAG80項及びAG81項参照）
- (e) ヘッジが継続的に評価され、指定されていた財務報告期間を通じて、実際に極めて有効であったと判断されていること

**IFRS 第9号「金融商品」**

**第6章 ヘッジ会計**

**6.3 ヘッジ対象**

---

**適格なヘッジ対象**

- 6.3.3 ヘッジ対象が予定取引（又はその構成要素）である場合には、その取引は可能性が非常に高くなければならない。

以 上